

昭和四年四月十五日 第二種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと日
の翌日)
(當日が休日
の場合は、
翌日が當日)

(交通規制の効力の発生時期等)

第二条 法第四条第一項前段の規定による交通の規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又あつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。

目 次

- ◆ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ◆ 公安告示 道路交通の規制に関する規程の廃止

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一章—第四条）」を「第一章 総則（第一条—第四条の四）」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

- 4 前項の規定により指定証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該指定に係る車両を運転中、指定証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。
(署長に委任する交通の規制)
- 4 前項の規定により指定証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該指定に係る車両を運転中、指定証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。
(署長に委任する交通の規制)
- 4 前項の規定により指定証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該指定に係る車両を運転中、指定証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。
(署長に委任する交通の規制)
- 4 前項の規定により指定証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該指定に係る車両を運転中、指定証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。
(署長に委任する交通の規制)

第四条 公安委員会は、法第五条第一項の規定により、令第三条の二第一項に規定する交通の規制を署長に委任する。

第一章中第四条の次に次の三条を加える。

(信号に用いる燈火)

第四条の二 令第五条第一項に規定する警察官の燈火による信号に用いる燈火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 色 赤色又は淡黄色

二 光度 五十メートルの距離から確認できるもの

(通行の許可)

第四条の三 令第六条第三号の公安委員会が定める事情は、次の各号のいづれかに該当する場合で、その通行を禁止されている道路又はその部分に起点又は終点を有するものとする。

一 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するためやむを得ないと認められるとき。

二 業務上の必要によりやむを得ないと認められるとき。

三 冠婚葬祭のためやむを得ないと認められるとき。

四 その他公安委員会がやむを得ないと認められるとき。

第四条の四 署長は、法第八条第二項の規定による許可をしたときは、別記様式第一号の三の標章を交付するものとする。

2 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。

第三項中「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改める。

第六条を次のように改める。

(駐車の許可)

第六条 法第四十五条第一項ただし書の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が次の各号の一に該当する場合に限り行なうものとする。

一 車両の応急修理のためやむを得ないと認められるとき。

二 貨物の積卸しのためやむを得ないと認められるとき。

三 冠婚葬祭のためやむを得ないと認められるとき。

四 その他公安委員会がやむを得ないと認められるとき。

2 法第四十五条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、

別記様式第三号の申請書を署長に提出しなければならない。

3 署長は、法第四十五条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、別記様式第三号の許可証及び別記様式第三号の二の標章を交付するものとする。

4 前項の規定により許可証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。

第八条各号列記以外の部分中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法」に改め、同条第二号中「積載重量」を「積載物の重量」に改め、同条第三号中「積載容量の制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さを乗じて得た容積に相当する容量をこえてはならず、また積載した貨物の長さ、幅又は高さ」を「積載物の長さ、幅又は高さの制限」に改め、同号口を次のように改める。

四 口 幅 積載装置又は乗車装置の幅に〇・三メートルを加えたもの

第八条に次の一号を加える。

四 積載物の積載方法の制限は、次のとおりとする。

イ 自転車にあつてはその積載装置の前後から〇・三メートルを、牛

馬車、大車及びその他の荷車にあつてはその積載装置又は乗車装置の前後から〇・六メートルをこえてはみ出さないこと。

口 積載装置又は乗車装置の左右から〇・一五メートルをこえてはみ出さないこと。

第十条第一号を次のように改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

一 積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチエン、スノータイヤ等すべり止めに効果のある措置を講ずること。

第十条の二中「別記様式第三号の二」を「別記様式第四号」に改める。

第十条の三第一項中「別記様式第三号の三」を「別記様式第五号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号の四」を「別記様式第五号の二」に、

「別記様式第三号の五」を「別記様式第五号の三」に改める。

第十条の四中「別記様式第三号の六」を「別記様式第五号の四」に改める。

第十条の五中「第五項」を「第二項」に、「別記様式第三号の七」を「別記様式第六号」に改める。

第十四条中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改める。

第十五条の表を次のように改める。

免 許 の 種 類	場 所
大型自動車免許、普通自動車免許、 自動二輪車免許、大型自動車第二種 免許及び普通自動車第二種免許	鳥取県自動車運転免許試験場 （ただし、法第九十七条第一項第一号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、当該試験を受ける者の住所地を管轄する警察署とする。）
大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、牽引けん引第二種免許及び仮免許	そのつど公安委員会が指定する場所
大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、牽引けん引第二種免許及び仮免許	

第十六条中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改める。

第十八条の表中「及び普通自動車第二種免許」を「普通自動車第二種免許及び仮免許」に改める。

第二十一条第一項中「法第二百三条第八項（法第九十条第六項又は第二百七条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「施行規則第三十八条第一項第一号」に改める。

第二十三条中「法第二百八条」を「法第二百八条の三」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両

お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）

二 通行禁止の規制の対象から除外する車両

イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両における警告活動のため使用中の車両

ハ 医師の緊急の往診又は傷病者の緊急の搬送のため使用中の車両

ニ 次に掲げる車両で公安委員会の指定を受けたもの

イ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両

中の車両

(イ) 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）に基づく廃棄物の収集のため使用中の車両

(ニ) 道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識等及びペーパーイン

グ・メーターの維持管理のため使用中の車両

(4) 電気、ガス、水道又は電話の工事のため使用中の車両

(5) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けたる歩行の困難な者が使用中の車両

三 最高速度の規制の対象から除外する車両

イ 緊急自動車

口 もつばら法第二十一条の規定に違反する車両の取締りに従事する車両で、緊急自動車以外のもの(最高速度の規制が令第十一條に定める速度以下である場合に限る。)

四 徐行の規制の対象から除外する車両

五 緊急自動車

駐車禁止及び駐車時間制限の規制の対象から除外する車両

イ 第二号イからハまで及びニのイから丁までに掲げる車両

口 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)に基づく選挙運動又は政治活動としての街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両

ハ 次に掲げる車両で公安委員会の指定を受けたもの

(イ) 第二号ニのイ及びニに掲げる車両

(ロ) 報道機関が緊急の取材のため使用中の車両

(ハ) 食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十二号)に基づく臨検検査のため使用中の車両

別記様式第二号を別記様式第一号の二とし、別記様式第一号を別記様式第一号とし、別表の次に次の三様式を加える。

別記様式第1号

(1)

通行禁止除外車指定申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会 附

申請者 住所
氏名

車両の種類

番号標に標示
されている番号

運転の期間

年 月 日から 年 月 日まで

通行しようとする
通行禁止道路
の区域又は区間

指定を必要とする
理由

第 号

通行禁止除外車指定証

上記のとおり指定する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

鳥取県公安委員会 附

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

00258

(2)

駐車 禁時間 制限 除外 車 指定 申請書		年	月	日
鳥取県公安委員会 殿	申請者 住所 氏名	(印)		
車両の種類		番号標に標示 されている番号		
駐車の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
駐車しようとする 駐車禁止道路 の区域又は区間				
指定を必要とする 理由				
第 号	駐車 禁時間 制限 除外 車 指定証			
条件	上記のとおり指定する。ただし、次の条件に従うこと。			
	年 月 日			
	鳥取県公安委員会 団			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

別記様式第1号の2

(1)

第 号	通 行 禁 止 除 外 車 指 定				
	番号標に標示 されている番号				
除外する区域又 は区間					
有効期間	年 月 日	から	年 月 日	まで	
	年 月 日		年 月 日		
	鳥取県公安委員会 団				

備考 用紙は黄色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

(2)

第 号	駐車禁時間制限除外指定車		
番号標に標示 されている番号			
除外する区域又 は区間			
有効期間	年 年	月 月	日から 日まで
			年 月 日
鳥取県公安委員会			

備考 用紙は黄色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

別記様式第1号の3

第 号	歩行者用通行禁止道路通行許可書		
番号標に標示 されている番号			
許可する通行禁 止道路の区域又 は区間			
有効期間	年 年	月 月	日から 日 時から 時まで
			年 月 日
警察署長			

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

00269

(第三種郵便物認可) 第27号 (号外)

鳥取県公報

昭和47年3月31日 金曜日

別記様式第三号を次のとおりに改める。

別記様式第3号

警察署長殿	駐車許可申請書	年	月	日
申請者	住所 氏名	(印)		
車両の種類		番号 標示 されている番号		
駐車の期間	年	月	日から	年 月 日まで
駐車しようとする道路 の区域又は区間				
駐車を必要とする理由				
第 号	駐車許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
	年	月	日	警察署長印

別記様式第八号を削り、別記様式第七号を別記様式第八号とし、別記様式第六号を別記様式第七号とし、別記様式第四号及び別記様式第五号を削り、別記様式第三号の七廿「第75条第1項第1号」及び「第5項」を「第2項」に改め、同様式を別記様式第六号とし、別記様式第三号の大を別記様式第五号の四とし、別記様式第三号の五を別記様式第五号の三とし、別記様式第三号の四を別記様式第五号の二とし、別記様式第三号の三を別記様式第五号とし、別記様式第三号の二を別記様式第四号とし、別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

別記様式第3号の2

第	号	
駐 車 許 可 車		
番号標に標示 されている番号 _____		
許可する駐車禁 止道路の区域又 は区間 _____		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	時から 時まで
	年 月 日	
警 察 署 長 団		

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

公安局員會告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）は、昭和四十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田村純

www.drm